

事務連絡  
令和6年10月10日

各災防団体の長 殿

大阪労働局労働基準部  
安全課長  
(契印省略)

労働者死傷病報告の報告事項の改正及び電子申請の義務化について

平素より安全衛生行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、令和7年1月1日より、「労働者死傷病報告」  
について報告事項が改正され、原則、電子申請により届け出ていただくこととな  
ります。

これを受けて、厚生労働省のホームページに改正内容にかかる特設ページの開  
設を行っており、大阪労働局のホームページからも当該特設ページへのリンクを  
行っています。

つきましては、貴団体の会員事業者等に対し別添リーフレットをご利用いただ  
き、労働者死傷病報告が、原則、電子申請となることについて周知いただきます  
ようお願いいたします。

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です！  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled "労働者死傷病報告" (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It contains various fields for reporting an incident. Five callouts (numbered 1-5) point to specific areas of the form:

- ① 事業の種類** (Type of Business): Points to the top right section where the business type is selected from a grid.
- ② 被災者の職種** (Occupation of the Victim): Points to the section where the victim's occupation is selected from a grid.
- ③ 傷病名及び傷病部位** (Name and Part of Injury/Disease): Points to the section where the name and part of the injury/disease are selected from a grid.
- ④ 災害発生状況及び原因** (Disaster Occurrence Status and Cause): Points to the large text area where the details of the incident and its cause are described.
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格** (Nationality, Region, and Status of Residence): Points to the bottom left section where the victim's nationality, region, and status of residence are selected from a grid.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

## 労働者死傷病報告の改正

令和7年(2025年)1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

※ 令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

### これまで…

・パソコン、スマホから記入して電子申請



・窓口や郵送で様式に記入して報告



### 令和7年1月1日以降報告受付分から…

・原則、パソコン、スマホから記入して電子申請



・窓口や郵送で様式に記入して報告



### 電子申請での報告のメリット

- ☑ その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
  - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
    - ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
    - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
    - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！
  - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ その3 時間短縮！
  - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ その4 郵送費がかからない！
  - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



※「帳票入力支援サービス」については、スライド4以降に詳細を掲載しています。

労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

## 労働者死傷病報告を選択

労働者死傷病報告は、休業(見込み)日数が4日以上(死亡災害を含む)のと休業日数が4日未満の2種類ありますので、該当するほうの手続きから報告をお願いいたします。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニュー

電子申請手続

新規に申請する場合、以下の該当手続きを選択してください。

- 労働者死傷病報告(死亡及び休業4日以上)
- 労働者死傷病報告(休業4日未満)
- 定期休業届出申請書
- 心理的な負担の軽減を図るための措置結果等報告書
- 労務安全衛生管理書・安全管理書・衛生管理書・産業医選任報告書
- じん肺健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- 有害な環境に係る資料健康診断結果報告書

既に申請した手続きの履歴を確認する場合、申請案件一覧の別添番号を選択してください。

申請案件一覧

過去に申請した手続きの一覧です。別添番号の日付を範囲指定することで、申請案件一覧の絞り込みができます。申請済み案件の内容を確認する場合、対象の別添番号を選択してください。なお、手続きが終了して90日が経過した申請済み案件は検索できなくなります。

2024/05/24 00:00 ~ 2024/06/22 00:00 検索する

別添番号 別添番号 申請者名 申請者名 手続名称

業務上の災害(安衛則第97条に定める労働災害等\*)である

いいえ → 労働者死傷病報告は不要です。

はい → 死亡災害である

いいえ → 休業又は休業見込み日数が4日以上(死亡災害を含む)の災害である

はい → 休業日数が4日未満の災害である

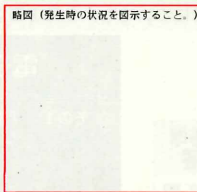
※「安衛則97条で定める労働災害等」とは、「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業した場合」をいいます。

主な違い	休業4日以上	休業4日未満
報告期限	労働災害発生より死亡し、又は休業したとき遅滞なく報告	1~3月、4~6月、7~9月、10~12月までの期間に発生した労働災害について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日まで 例：4月4日に労働災害が発生した場合、7月31日まで報告
報告事項で違う項目	休業見込期間又は死亡日時	休業日数(1~3日)

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

## 労働者死傷病報告の入力（略図）

災害発生時の「略図」のファイルをアップロードしてください。「略図」を含めて添付できるファイルの形式は「BMP,DOC,JPEG,JTD,PDF,PNG」、サイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以下です。



- 従前の手書きデータとは異なり、イラスト等の「略図」のデータが添付できるようになりました。
  - イラスト等だけでなく、補足の説明等も必要に応じて追記してください。
  - 「略図」を手書きで作成後、スキャナで読み込んでPDFファイルとして添付することも可能ですし、スマートフォンで写真を撮って、そのデータを添付していただいてもかまいません。
- ※災害現場等の写真をそのまま添付すると、どの部分で事故が起きたなど、説明の意図するところがよくわからないことがありますので、簡略化した情報である「略図」のPDFや撮影データを添付していただくようお願いします。

### 1. 略図の作成（手書き可）



### 2. 略図をアップロード



略図 (発生時の状況を図示すること。)

③の下ページの最後に、ファイルを追加できる箇所がありますので、略図の添付を忘れないようご注意ください。

添付記録追加

申請に必要な情報を確認してください。  
※添付できるファイルの形式は「BMP, DOC, JPEG, JTD, PDF, PNG」、ファイルサイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以下です。

**＋ファイルを追加**

## 労働者死傷病報告の入力（PDFの保存・印刷、帳票入力データの保存・申請）

すべて入力を終了後、ページの一番下にある「申請内容 (PDF) を出力する」を押下して、記入内容を確認してください。入力内容が問題なければ、電子申請前に「帳票入力データを保存する」を押下してデータを保存してください。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

### 労働者死傷病報告

入力操作中でも6分間で通信が切断されますので、こまめに一時保存をお願いします。

入力途中のデータを一時保存する場合、画面下部の「帳票入力データを保存する」を押してください。

詳しい利用方法は [こちら](#) をご参照ください。

申請者情報の氏名を入力してください。  
申請者情報の氏名フリガナを入力してください。

メニューに戻る ② 帳票入力データを保存する ① 申請内容 (PDF) を出力する ③ 内容を確認する

＋ファイルを追加

戻る ④ 申請する

### ① 申請内容 (入力データ) を出力する

- 入力内容を確認する際は、すべて入力した後、「申請内容 (PDF) を出力する」を押下して、PDFデータを出力してください。

社内の管理者に了解をとる際に、PDFデータ (印刷可) をご活用ください (工事現場での労働災害の場合、元方事業者等の関係者に確認を求める際にも、ご活用ください)。

※入力項目にエラーや必須項目に入力漏れやがある場合、画面の上側にエラーメッセージが表示されます。

### ② 帳票入力データを保存する

- 入力情報確認後、入力内容に問題がなければ、「帳票入力データを保存する」を押下して、報告用の入力データを保存してください。

### ③ 内容を確認する

- 「内容を確認する」を押下すると②を行ったかの確認画面が開きます。問題なければ「はい」を押下してください。

### ④ 申請する

- 最後に入力内容の確認画面が開きます。入力内容に問題がなければ、ページ一番下の「申請する」を押下してください。